

新型コロナウイルス感染対策のための職員バイタルチェックについて

職員が感染した際の早期発見とクラスター防止のために、次の通り職員のバイタルチェックを継続して実施する。

- 1 全職員に向けて、「発熱」「倦怠感」「咳」「くしゃみ」「関節痛」「筋肉痛」「味覚・嗅覚の異常」そのほか体調の異常がある場合には、出勤を控えて通院または自宅での経過観察を行うよう周知する。
- 2 毎日の朝の打ち合わせ時に全職員に向けて、「発熱」「倦怠感」「咳」「くしゃみ」「関節痛」「筋肉痛」「味覚・嗅覚の異常」その他に体調の異常が無いかを口頭で確認する。
- 3 少しでも体調に不安がある職員は検温し37.5℃以上の場合には直ちに退勤させ、通院または自宅での経過観察を促す。
- 4 37.5℃以上の発熱がない場合でも、風邪の症状をともなう体調の異常がある場合には退勤させ、通院または自宅での経過観察を促す。
- 5 退勤や通院、経過観察などによる休暇は、病名が判明するまでは年次有給休暇、または欠勤で対応する。

2020.7.22
社会福祉法人育成会